$\bigcirc$ 農林中央金庫法の施行に関し定める件(平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号)

第十三条 規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類して、の合計額に占める法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の額の計算に占める法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の額の計算に占める法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の額の計算に占める法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。)に属するそれぞれの会社に係をいう。以下この項において同じ。)に属するそれぞれの会社に係をいう。以下この項において同じ。)に属するそれぞれの会社に係をいう。以下この項において、リース業務を営む会社集団(サース業務を営む会社集団の表達は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。  一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。  一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の以上ス業務とび次条第による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の以上ス業務とび次条第による収入の	第十三条 規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁第十三条 規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁第十三条 規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁第十三条 規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁第十三条 規則第九十七条第二項第十分の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。
- ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	改正案

の割合が百分の五十を下回らないこと。 第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の額の合計額

各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社

次条第七号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリー (リース業務を廃止することとしている会社を除く。) における

# (金融関連業務)

ス業務による収入の額を上回らないこと。

第十四条 庁長官が定める業務は、次に掲げる業務とする。 規則第九十七条第二項第三十八号の農林水産大臣及び金融

#### 一 〜 六 (略)

理を行う業務(自己がリース業務を営まない場合にあっては、 類その他の物件と同種の機械類その他の物件(中古のものに限る 林中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社 はその子会社(自己を除く。)が営むものに限る。)に係る機械 )の売買又は当該機械類その他の物件の保守、 リース業務 の子会社として営む場合に限る。) (自己又は自らを子会社とする農林中央金庫若しく 点検その他の管 (銀行を除く 農

額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社 けるリース業務による収入の額を上回らないこと。 における次条第七号に掲げる業務による収入の額が当該会社にお

## (金融関連業務)

第十四条 庁長官が定める業務は、次に掲げる業務とする。 規則第九十七条第二項第三十八号の農林水産大臣及び金

### 一 ~ 六 (略)

限る。) の保守、点検その他の管理を行う業務 物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件 リース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他 (リース業務を営む場合に

#### 八 略

八

(略